

提供日 2009/03/17  
タイトル 特定非営利活動法人設立認証の取消し  
担当 県民部県民生活局県民生活室  
連絡先 NPOスタッフ TEL 054-221-3726



## 特定非営利活動法人設立認証の取消しについて

特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項で定める事業報告書等が 3 年以上未提出の法人について、同法第 43 条第 1 項の規定により、法人設立認証取消しの行政処分を行いました。

(1) 法人設立認証取消し日 平成 21 年 3 月 13 日

(2) 取消しに係る法人

法人名	特定非営利活動法人 元気ステーション沼津
代表者	理事長 山田 剛士
主たる事務所	沼津市内
設立年月日	平成 14 年 12 月 2 日
事業	① まちづくりの推進に関する事業 ② 住民参加型のスポーツ・文化芸術活動の推進事業 ③ 地域産品振興事業 ほか

(3) 根拠

・ 特定非営利活動促進法第 29 条第 1 項

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁(静岡県知事)に提出しなければならない。

・ 特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁(静岡県知事)は、3 年以上にわたって第 29 条第 1 項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

(4) 全国の様況(平成 21 年 1 月 31 日現在)

・ 法人設立認証取消し件数 330

なお、静岡県知事が認証する法人としては、19 年度に続き 2 例目